

「ともの会」 会員規約

◆◆第1条(適用範囲)◆◆

1. 本会員規約は、一般財団法人大阪建築防災センター建築確認機構(以下「防災センター」といいます)が提供する「ともの会」の各サービス(以下「サービス」といいます)を、次条に定める会員(以下「会員」といいます)が利用する場合に適用されます。
2. 防災センターが、本会員規約とは別にサービス毎の利用規約または利用条件(以下合わせて「利用規約等」という)を定めた場合には、会員は、当該利用規約等に従ってサービスを利用するものとし、なお、本会員規約と利用規約等の定めが異なる場合は、当該規約の定めが優先して適用されるものとし、

◆◆第2条(会員)◆◆

1. 会員とは、防災センターに対し会員登録をした個人または法人をいいます。また、防災センターが別途承認した個人または法人を含みます。
2. 会員登録の登録料及び年会費は不要です。
3. 但し、行事等の内容によっては、参加費等を徴収する場合があります。

◆◆第3条(サービス)◆◆

防災センターは、会員に対し、以下のサービスを提供します。

- (1) ポイントサービス
- (2) その他のサービス

◆◆第4条(ポイントサービス)◆◆

1. 防災センターは、会員に対しポイントサービスを提供します。
2. 会員は、発行された「ともの会」のポイント(以下「ポイント」といいます)を蓄積または消費することにより、建築物の確認申請手数料の割引サービスを利用できます。但し、次条第1項のサービスを選択した場合を除きます。○ポイントサービスの対象物件は、次の建築物の確認申請に限り、(計画変更を含む)

規 模 等		ポイント数
1件あたりの 床面積の 合計	500㎡以下	1
	500㎡を超え、2,000㎡以下	2
	2,000㎡を超え、10,000㎡以下	6
	10,000㎡を超え、50,000㎡以下	10
	50,000㎡を超えるもの	20

○累積ポイント数20で200㎡以下(4号及び型式)の建築物の確認申請手数料を1件分無料とします。

○累計ポイント数40で500㎡以下(4号及び型式)、または200㎡以下(1~3号)の建築物の確認申請手数料を1件分無料とします。

3. ポイントの有効期間は、発行から1年目の日の属する月の末日までとします。但し、有効期間内にポイントの発行または消費があった場合、会員が保有するすべてのポイントの有効期間は、発行または消費の日から1年目の日の属する月の末日まで、自動的に延長されるものとします。
4. 会員は、ポイントを第三者または他の会員へ譲渡できません。現金または図書券等との交換も同様です。
5. 会員が、本会員規約の第10条(退会)または第11条(会員資格の取り消し等)に基づき、ともの会を退会し、または会員資格を取り消された場合は、その時点で当該会員の保有するすべてのポイントは無効となります。
6. 防災センターは、事前に会員に通知することにより、ポイントサービスを終了することがあります。この場合、会員の保有するポイントは、当該ポイントサービスの終了日をもってすべて無効となります。

◆◆第5条(その他のサービス)◆◆

1. 会員は、建築物の確認申請(計画変更を含む)1件につき、図書券1枚を受取る事ができます。但し、前条のポイントサービスを選択した場合は除きます。
2. 防災センターは、会員に対し業務関連情報を提供します。

◆◆第6条(会員の遵守事項)◆◆

1. 会員は、防災センターがサービスを提供するために必要と判断した情報等を防災センターに提供するものとします。
2. 防災センターが会員に提供した情報等は、その会員のみが利用できるものとし、会員は防災センターの書面による事前の承諾なく、当該情報等を第三者に利用させないものとします。
3. 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を防災センターに届け出るものとします。会員が当該届け出を怠った場合、防災センターは当該会員に対しサービスを提供しないことがあります。

◆◆第7条(会員情報の保護)◆◆

1. 防災センターは、会員が登録した情報を「ともの会」の運営目的以外に利用しないものとします。
2. 会員は、防災センターが会員に対し前項の会員情報をもとに案内またはアンケート等を送る場合があることを了承するものとします。

◆◆第8条(サービスの打ち切り)◆◆

会員は、防災センターが会員への事前の通知の後、サービスの提供の全部または一部を打ち切る場合があることを了承するものとします。

◆◆第9条(責任の限定)◆◆

防災センターは、その責に帰すことのない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、責任を負わないものとします。

◆◆第10条(退会)◆◆

会員が「ともの会」からの退会を希望する場合は、事前に防災センターに届け出るものとします。なお、「ともの会」から退会すると、同時に会員登録も抹消されます。

◆◆第11条(会員資格の取消等)◆◆

1. 会員が次のいずれかに該当する場合、防災センターはその会員資格を取消し、同時に会員登録のすべてを抹消することがあります。
 - (1) 会員登録時に虚偽の事項が記載されていたことが判明した場合
 - (2) 「ともの会」カードを偽造またはこれに類する行為を行った場合
 - (3) 本会員規約に違反した場合
 - (4) サービスの運営を妨げる行為を行った場合
 - (5) 他者になりすましてサービスを利用した場合
 - (6) 他者を誹謗中傷したり公序良俗に反する行為をした場合
 - (7) 防災センターが事前に承認した場合を除き、本サービスを使用して営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用を行った場合
 - (8) その他防災センターが不適切と判断した行為を行った場合
2. 前項のいずれかの行為を会員が行ったことにより、防災センターが損害を被った場合、防災センターは会員に対し当該損害の賠償を請求することがあります。

◆◆第12条(変更)◆◆

防災センターは、以下の事項を変更する必要がある場合は、会員に対する通知をもって変更できるものとします。

- (1) 本会員規約ならびに利用規約等の内容
- (2) サービスの内容

◆◆第13条(通知)◆◆

サービスおよび本会員規約における防災センターから会員への通知は、ホームページでの表示により行われるものとします。

◆◆附 則◆◆

この会員規約は、平成16年6月1日から実施します。

- | | |
|--------|------------|
| 第1回 改定 | 平成16年12月1日 |
| 第2回 改定 | 平成24年4月1日 |
| 第3回 改定 | 平成27年7月1日 |